

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保1	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	56-4	社会福祉法人に対する措置命令	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）	-	
5法_保2	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	56-7	社会福祉法人に対する業務の停止命令、役員解職勧告	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）	-	
5法_保3	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	56-8	社会福祉法人に対する解散命令	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）	-	
5法_保4	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	57	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令	社会福祉法57	-	
5法_保5	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	58-2②	社会福祉法人に対する予算変更の勧告	社会福祉法58-2、58-3	-	
5法_保6	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	58-2③	社会福祉法人に対する役員解職勧告	社会福祉法58-2、58-3	-	
5法_保7	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	58-3	社会福祉法人に対する補助金等返還命令	社会福祉法58-2、58-3	-	
5法_保8	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	65	社会福祉施設の基準適合命令	社会福祉法65	-	
5法_保9	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	72-1、2	社会福祉事業経営者に対する経営の制限又は停止、経営許可の取消	社会福祉法72-1、72-2	-	
5法_保10	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法	シャカイフクシホ	121	共同募金会に対する解散命令	社会福祉法121 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）	-	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保11	保健福祉部	社会福祉課	生活保護法	セイカツホゴホウ	45	保護施設の改善命令等	生活保護法45-2	-	
5法_保12	保健福祉部	社会福祉課	生活保護法	セイカツホゴホウ	51	医療機関の指定の辞退	生活保護法49の2-2、49の2-3、50、51-2、54-1	-	
5法_保13	保健福祉部	社会福祉課	生活保護法	セイカツホゴホウ	51-2	医療機関の指定の停止及び取消等	生活保護法51-2	-	
5法_保14	保健福祉部	社会福祉課	生活保護法	セイカツホゴホウ	54の2-3	介護機関の指定の辞退及び取消等	生活保護法54の2-2	-	
5法_保15	保健福祉部	社会福祉課	生活保護法	セイカツホゴホウ	54の2-4	介護機関の指定の停止	生活保護法54の2-2	-	
5法_保16	保健福祉部	社会福祉課	生活保護法	セイカツホゴホウ	55	助産機関及び施術機関の指定の辞退及び取消等	生活保護法55-2	-	
5法_保17	保健福祉部	社会福祉課	生活保護法	セイカツホゴホウ	51-2	助産機関及び施術機関の指定の停止	生活保護法55-2	-	
5法_保18	保健福祉部	社会福祉課	日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令	ニチジョウセイカツインジウキョシヤニカスルケイオウウシヨウレイサダメルヨウケンナドサダメルシヨウレイ	6	認定の取消し等	日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令1-1	-	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保19	保健福祉部	医療政策課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	アムマッサージシアツシ、ハリシ、キウシウニカニスルウリツ	11-2	施術所の使用制限等	●あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の5（昭和22年12月20日法律217号） ●あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第25条、26条（平成2年3月29日厚生省令19号）	40401	
5法_保20	保健福祉部	医療政策課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	アムマッサージシアツシ、ハリシ、キウシウニカニスルウリツ	12の2-2	医療類似行為に係る施術所の使用制限等	●あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の5（昭和22年12月20日法律217号） ●あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第25条、26条（平成2年3月29日厚生省令19号）	40402	
5法_保21	保健福祉部	医療政策課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	アムマッサージシアツシ、ハリシ、キウシウニカニスルウリツ	12の3	医療類似行為を業とする者の業務停止	●あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の3（昭和22年12月20日法律217号） ●あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第1条（平成2年3月29日厚生省令19号）	40403	
5法_保22	保健福祉部	医療政策課	医療法	イヨウホク	7の2-3	公的医療機関の病床削減措置命令	医療法第7条の2第3項	40403の2	
5法_保23	保健福祉部	医療政策課	医療法	イヨウホク	23の2	病院、療養病床を有する診療所の人員不足に対する増員命令、業務停止	医療法第23条の2	40403の3	
5法_保24	保健福祉部	医療政策課	医療法	イヨウホク	24-1	施設の使用制限、修繕命令等	医療法第24条第1項	40404	
5法_保25	保健福祉部	医療政策課	医療法	イヨウホク	24の2-1	病院、診療所、助産所の必要な措置命令	医療法第24条の2第1項	40404の2	
5法_保26	保健福祉部	医療政策課	医療法	イヨウホク	24の2-2	病院、診療所、助産所の業務停止命令	医療法第24条の2第2項	40404の3	
5法_保27	保健福祉部	医療政策課	医療法	イヨウホク	28	病院等の管理者の変更命令	医療法第28条	40405	
5法_保28	保健福祉部	医療政策課	医療法	イヨウホク	29-1	開設許可の取消、閉鎖命令等	医療法第29条第1項	40406	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保29	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	29-2	変更許可、診療所の病床設置許可、診療所の病床設置許可事項の変更許可の取消	医療法第29条第2項	40406の2	
5法_保30	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	29-3	地域医療支援病院の承認取消	医療法の一部を改正する法律の施行について（平成10年5月19日健政発639号厚生省健康政策局長通知）	40407	
5法_保31	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	64-1	医療法人への必要な措置の命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日建政発第410号厚生省健康政策局長通知）</li> <li>●病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）</li> </ul>	40408	
5法_保32	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	64-2	医療法人の業務の停止命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日建政発第410号厚生省健康政策局長通知）</li> <li>●病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）</li> </ul>	40409	
5法_保33	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	64の2	社会医療法人の認定の取消、収益業務の停止	●社会医療法人の認定について（平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知）	40410	
5法_保34	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	65	医療法人の設立認可の取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日建政発第410号厚生省健康政策局長通知）</li> <li>●病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）</li> </ul>	40411	
5法_保35	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	66-1	医療法人の設立認可の取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日建政発第410号厚生省健康政策局長通知）</li> <li>●病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）</li> </ul>	40411	
5法_保36	保健福祉部	医療政策課	医療法	レヨウホク	70の21	地域医療連携推進法人の医療連携推進認定の取消	医療法第70条の21	40411の2	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保37	保健福祉部	医療政策課	歯科衛生士法	シキイセイホ	13の4	業務に関する指示		-	
5法_保38	保健福祉部	医療政策課	歯科技工士法	シキキコウシホ	24	歯科技工所の構造設備改善命令	歯科技工士の施行について（昭和30年10月12日厚生省発医第110号厚生事務次官通知）	40412	
5法_保39	保健福祉部	医療政策課	歯科技工士法	シキキコウシホ	25	歯科技工所の使用禁止	歯科技工士の施行について（昭和30年10月12日厚生省発医第110号厚生事務次官通知）	40413	
5法_保40	保健福祉部	医療政策課	柔道整復師法	ジユウトセイクシホ	18	業務に関して必要な指示		-	
5法_保41	保健福祉部	医療政策課	柔道整復師法	ジユウトセイクシホ	22	施術所の使用制限	●柔道整復師法第20条（昭和45年4月14日法律19号） ●柔道整復師法施行規則第18条、19条（平成2年3月29日厚令20号）	40414	
5法_保42	保健福祉部	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律	リンショウケンサキシトウニカシルホリツ	20の7	衛生検査所の登録取消、業務停止	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（昭和56年3月2日医発第224号厚生省医務局長通知）	40415	
5法_保43	保健福祉部	医療人材対策室	保健師助産師看護師法施行令	ホケンシヨウサンシヤクゴシホセコウレイ	第16条第1項	指定学校養成所の指定取消	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）		

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保44	保健福祉部	長寿社会政策課	介護保険法施行令	介護保険法施行令	3-3	介護員養成研修事業者指定の取消	介護保険法施行令第3条第3項	40501	
5法_保45	保健福祉部	長寿社会政策課	老人福祉法	老人福祉法	18の2-1	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令	老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）	40601	
5法_保46	保健福祉部	長寿社会政策課	老人福祉法	老人福祉法	18の2-2	老人居宅生活支援事業等の制限、停止命令	老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）	40602	
5法_保47	保健福祉部	長寿社会政策課	老人福祉法	老人福祉法	19-1	養護老人ホーム等の認可の取消等	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第85号） 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第86号）	40603	
5法_保48	保健福祉部	長寿社会政策課	老人福祉法	老人福祉法	29-11	有料老人ホーム設置者に対する改善命令	老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号） 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成13年4月1日） 宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成13年4月1日）	40604	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保49	保健福祉部	健康推進課	栄養士法	イイウシホ	5	栄養士免許の取消 栄養士名称使用停止	・ 栄養士法3、5-15-3	-	
5法_保50	保健福祉部	健康推進課	健康増進法	ケンコウゾウシンホ	23	特定給食施設に対する勧告・命令	・ 健康増進法21-1 (指定施設における管理栄養士未配置) ・ 健康増進法21-3 (適切な栄養管理)	-	
5法_保51	保健福祉部	健康推進課	健康増進法	ケンコウゾウシンホ	66	勧告 命令	・ 健康増進法65-1 (食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは健康の保持増進効果等誇大表示の禁止)	-	
5法_保52	保健福祉部	健康推進課	食品表示法	ショクモノヒョウシホ	6 15	指示 措置命令 回収等命令 業務停止命令	・ 食品表示法4-1 (食品表示基準) ・ 食品表示法5 (食品表示基準の遵守) ・ 食品表示法4-1の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法6-1、6-3の指示及び指導並びに公表の指針（平成27年3月20日消費者庁、国税庁、農林水産省）	-	
5法_保53	保健福祉部	健康推進課	調理師法	チャウシホ	6	調理師免許の取消	・ 調理師法3、4-2	-	
5法_保54	保健福祉部	健康推進課	調理師法施行規則	チャウシホシヨウキョウ	11	調理師養成施設の 指定の取消	・ 調理師法施行令1-2 ・ 調理師法施行規則6、10	-	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保55	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	14-5	指定届出機関の指定の取消	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律14-5	40801	
5法_保56	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	17-2、45-2	健康診断勧告に従わない者に対する健康診断の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律17-2、45-2	40802	
5法_保57	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	18-2	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者の就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律18-2	40803	
5法_保58	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	19-3、26	入院勧告に従わない者に対する入院措置の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律19-3、26	40804	
5法_保59	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	20-2～4、26、46-2～4	入院勧告・入院延長勧告に従わない者に対する入院措置の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律20-2～4、26、46-2～4	40805	
5法_保60	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	27-1、50-1	感染症の病原体に汚染された場所の消毒命令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律27-1、50-1	40806	
5法_保61	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	28-1、50-1	ねずみ族、昆虫等の駆除命令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律28-1、50-1	40807	
5法_保62	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	29-1、50-1	物件に係る措置	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律29-1、50-1	40808	
5法_保63	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カゼンショウノホクウオホビカゼンショウカソジヤニタイスイリヨウニカスルリツ	30-1、50-1	死体の移動制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律30-1、50-1	40809	



〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保64	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カセツショウノホクウオヒカセツショウカシヤクタイスルイリョウコカスルリツ	31-1、50-1	生活の用に供される水の使用制限又は禁止	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律31-1、50-1	40810	
5法_保65	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カセツショウノホクウオヒカセツショウカシヤクタイスルイリョウコカスルリツ	32-1、32-2、50-1	建物に係る措置	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律32-1、32-2、50-1	40811	
5法_保66	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カセツショウノホクウオヒカセツショウカシヤクタイスルイリョウコカスルリツ	33、50-1	交通の制限又は遮断	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律33、50-1	40812	
5法_保67	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カセツショウノホクウオヒカセツショウカシヤクタイスルイリョウコカスルリツ	38-9	感染症指定医療機関の指定の取消	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律38-9	40813	
5法_保68	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カセツショウノホクウオヒカセツショウカシヤクタイスルイリョウコカスルリツ	43-2	診療報酬の支払いの差止め	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律43-2	40814	
5法_保69	保健福祉部	疾病・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	カセツショウノホクウオヒカセツショウカシヤクタイスルイリョウコカスルリツ	63-4	費用の徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律63-4	40815	
5法_保70	保健福祉部	疾病・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	ゲンシバクタンヒバクシャクタイスルエンゴコカスルリツ	12-3	指定医療機関の取消	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10、13条	40816	
5法_保71	保健福祉部	疾病・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	ゲンシバクタンヒバクシャクタイスルエンゴコカスルリツ	19-3	被爆者一般疾病医療機関の取消	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第3項	40817	
5法_保72	保健福祉部	疾病・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	ゲンシバクタンヒバクシャクタイスルエンゴコカスルリツ	30	医療特別手当等の一時差止め	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第32、34、35、35の2、35の3、39、41、41の2、46、50、54、59、60、63条	40818	
5法_保73	保健福祉部	疾病・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	ゲンシバクタンヒバクシャクタイスルエンゴコカスルリツセコウキク	40-2	医療特別手当証書の返還命令	●原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条第1項 ●原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第33条第2項	40819	
5法_保74	保健福祉部	疾病・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	ゲンシバクタンヒバクシャクタイスルエンゴコカスルリツ	47-1	不正受給者からの不正利得の徴収	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10、17、18、24、25、26、27、28、31、32、33条	40820	
5法_保75	保健福祉部	疾病・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	ゲンシバクタンヒバクシャクタイスルエンゴコカスルリツセコウキク	62-1	保健手当証書の提出命令	●原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第3項 ●原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第61条第2項	40821	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保76	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	新型インフルエンザ等対 策特別措置法	シカ <sup>ニ</sup> タイ <sup>ニ</sup> フル <sup>ニ</sup> エン <sup>ニ</sup> ザ <sup>ニ</sup> ト <sup>ニ</sup> ウ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> ト <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> チ <sup>ニ</sup> ホ <sup>ニ</sup>	49	土地等の使用	新型インフルエンザ等対策特別措置法49	40822	
5法_保77	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	新型インフルエンザ等対 策特別措置法	シカ <sup>ニ</sup> タイ <sup>ニ</sup> フル <sup>ニ</sup> エン <sup>ニ</sup> ザ <sup>ニ</sup> ト <sup>ニ</sup> ウ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> ト <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> チ <sup>ニ</sup> ホ <sup>ニ</sup>	55-2	特定物資の収用	新型インフルエンザ等対策特別措置法55-2	40823	
5法_保78	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	新型インフルエンザ等対 策特別措置法	シカ <sup>ニ</sup> タイ <sup>ニ</sup> フル <sup>ニ</sup> エン <sup>ニ</sup> ザ <sup>ニ</sup> ト <sup>ニ</sup> ウ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> ト <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> チ <sup>ニ</sup> ホ <sup>ニ</sup>	55-3	特定物資の保管命 令	新型インフルエンザ等対策特別措置法55-3	40824	
5法_保79	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律	ハン <sup>ニ</sup> セン <sup>ニ</sup> ビ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> モン <sup>ニ</sup> ダ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> シ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup>	21-1	扶養義務者からの 費用徴収	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律21-1	40825	
5法_保80	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19条 に規定する援護に関する 政令	ハン <sup>ニ</sup> セン <sup>ニ</sup> ビ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> モン <sup>ニ</sup> ダ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> シ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> 19 <sup>ニ</sup> ジ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> ニ <sup>ニ</sup> キ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ン <sup>ニ</sup> ゴ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> セ <sup>ニ</sup> レ <sup>ニ</sup> イ	2-6	援護の変更	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-6	40826	
5法_保81	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19条 に規定する援護に関する 政令	ハン <sup>ニ</sup> セン <sup>ニ</sup> ビ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> モン <sup>ニ</sup> ダ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> シ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> 19 <sup>ニ</sup> ジ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> ニ <sup>ニ</sup> キ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ン <sup>ニ</sup> ゴ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> セ <sup>ニ</sup> レ <sup>ニ</sup> イ	2-7	援護の停止、廃止	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-7	40827	
5法_保82	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19条 に規定する援護に関する 政令	ハン <sup>ニ</sup> セン <sup>ニ</sup> ビ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> モン <sup>ニ</sup> ダ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> シ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> 19 <sup>ニ</sup> ジ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> ニ <sup>ニ</sup> キ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ン <sup>ニ</sup> ゴ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> セ <sup>ニ</sup> レ <sup>ニ</sup> イ	2-9	援護の目的達成に 必要な指導又は指 示	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-9	40828	
5法_保83	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19条 に規定する援護に関する 政令	ハン <sup>ニ</sup> セン <sup>ニ</sup> ビ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> モン <sup>ニ</sup> ダ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> シ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> 19 <sup>ニ</sup> ジ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> ニ <sup>ニ</sup> キ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ン <sup>ニ</sup> ゴ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> セ <sup>ニ</sup> レ <sup>ニ</sup> イ	2-10	援護の決定又は実 施のためにする立 入検査	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-10	40829	
5法_保84	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19条 に規定する援護に関する 政令	ハン <sup>ニ</sup> セン <sup>ニ</sup> ビ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> モン <sup>ニ</sup> ダ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> シ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> 19 <sup>ニ</sup> ジ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> ニ <sup>ニ</sup> キ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ン <sup>ニ</sup> ゴ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> セ <sup>ニ</sup> レ <sup>ニ</sup> イ	2-13	援護の変更、停止、 廃止	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-13	40830	
5法_保85	保健福祉部	疾病・感染症 対策課	ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19条 に規定する援護に関する 政令	ハン <sup>ニ</sup> セン <sup>ニ</sup> ビ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> モン <sup>ニ</sup> ダ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ク <sup>ニ</sup> シ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> リ <sup>ニ</sup> ツ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> 19 <sup>ニ</sup> ジ <sup>ニ</sup> ョウ <sup>ニ</sup> ニ <sup>ニ</sup> キ <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> イ <sup>ニ</sup> ン <sup>ニ</sup> ゴ <sup>ニ</sup> コ <sup>ニ</sup> カ <sup>ニ</sup> ス <sup>ニ</sup> ル <sup>ニ</sup> セ <sup>ニ</sup> レ <sup>ニ</sup> イ	3	不正援護受給者か らの費用徴収	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令3	40831	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保86	保健福祉部	子育て社会推進課	児童福祉法	ジドウクシホ	59	無許可施設に対する事業停止命令	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	41301	
5法_保87	保健福祉部	子ども・家庭支援課	児童福祉法	ジドウクシホ	21の3	診療報酬の支払の一時差止め	児童福祉法21の3	40901	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保88	保健福祉部	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	トクハツジドウヨウアテトウシキウニカンルホリツ	24	障害児福祉手当に関する不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条	61H01	
5法_保89	保健福祉部	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	トクハツジドウヨウアテトウシキウニカンルホリツ	26の5	障害児福祉手当に関する不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5で準用する第24条	61H02	
5法_保90	保健福祉部	リハビリテーション支援センター	身体障害者福祉法	シタイショウガイシャフクホ	16-2	身体障害者手帳の返還	身体障害者福祉法第16条第2項	62H01	

〔様式5〕 処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5法_保91	保健福祉部	精神保健推進室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	19の9	指定病院の取消	指定病院の運営方法がその目的遂行のために不相当であると認めるとき（精神保健法詳解）	63H01	
5法_保92	保健福祉部	精神保健推進室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	31	措置入院費の費用徴収	一旦公費負担した措置入院費を精神障害者又はその扶養義務者から徴収する規定	63H02	
5法_保93	保健福祉部	精神保健推進室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	33の7-6	応急入院指定病院の指定の取消	応急入院指定病院の基準に適合しなくなったと認めるとき	63H03	
5法_保94	保健福祉部	精神保健推進室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	38の7-1	精神科病院に対する改善命令	処遇の改善命令 精神科病院に入院中の者の処遇違反、基準が適合しない場合等	63H04	
5法_保95	保健福祉部	精神保健推進室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	38の7-2	精神科病院に対する入院者退院命令	入院している患者を2人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又は入院が法律等に違反して行われた場合	63H05	
5法_保96	保健福祉部	精神保健推進室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	38の7-4	精神科病院の医療の提供等に対する制限	精神科病院の管理者が改善計画を遵守しない又は入院者退院命令に従わなかった場合、期間を定めて精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限する事を命ずることができる。	63H06	
5法_保97	保健福祉部	精神保健福祉センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	ショウカインヤニチジョウセイヤウオホビシャカセイヤツウクウケキニシスルメノウリツ	57	自立支援医療（精神通院医療）支給認定の取り消し	その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき（法第57条各号）	64H04	
5法_保98	保健福祉部	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	38の3-4	精神科病院に対する入院者退院命令	精神医療審査会の審査の結果に基づく退院命令 措置入院者、医療保護入院者の定期報告及び医療保護入院者の入院届について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を行う。	64H01	
5法_保99	保健福祉部	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	38の5-5	精神科病院に対する入院者退院命令及び改善命令	精神医療審査会の審査の結果に基づく退院命令及び改善命令 入院中の者等から都道府県知事に退院請求及び処遇改善請求があった場合、都道府県知事はその旨を精神医療審査会へ通知し、精神医療審査会はその入院及び処遇が適当かどうか審査を行う。	64H02	
5法_保100	保健福祉部	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	セイシンケンオホビセイシンショウカインヤフクシカニスルウリツ	45の2-3	精神障害者保健福祉手帳の返還命令	精神障害の状態がなくなったと認めるとき（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について）	64H03	